C　特例率を加算する前の普通態容補正係数に寒冷補正係数を乗じた係数
D　次の表に掲げる経費の種類ごとにそれぞれ同表の算式の符号Dの数値の欄に定める数値

経費の種類	算式の符号Dの数値
小学校費	学校基本調査規則によつて調査した当該年度の5月1日現在における全国の小学校に在学する児童数を、学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における全国の小学校に在学する児童数で除して得た数値（小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
中学校費	学校基本調査規則によつて調査した当該年度の5月1日現在における全国の中学校及び中等教育学校の前期課程に在学する生徒数を、学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における全国の中学校及び中等教育学校の前期課程に在学する生徒数で除して得た数値（小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
高等学校費	学校基本調査規則によつて調査した当該年度の5月1日現在における全国の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数を、学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における全国の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数で除して得た数値（小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
その他の教育費	学校基本調査規則によつて調査した当該年度の5月1日現在における全国の市町村立の幼稚園に在学する幼児数を、学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における全国の市町村立の幼稚園に在学する幼児数で除して得た数値（小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

3　平成二十三年度に限り、市町村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの、「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの及び「その他の教育費」のうち幼児数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数については、第十条第十四項中「当該合算した率が1・〇〇〇に満たないときは1・〇〇〇」とあるのは「当該合算した率が一・〇〇〇に満たない市町村（福島県双葉郡広野町、同郡**楢**葉町、同郡富岡町、同郡双葉町、同郡浪江町及び同郡葛尾村を除く。）にあつては一・〇〇〇」とする。

附則第七条の八の次に次の一条を加える。

（都道府県の「高等学校費」の経常態容補正係数の算定方法の特例）

第七条の九　平成二十三年度に限り、特定被災地方公共団体の都道府県の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。）とする。

算式

$$経常態容補正係数=\frac{B\times C-A}{A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における当該都道府県立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数

C　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の5月1日現在における全国の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数を、学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における全国の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数で除して得た数値（小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

2　平成二十三年度に限り、都道府県の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る補正係数は、別表第1(3)都道府県の項第11号中「投資補正係数＋（事業費補正係数－1）」とあるのは「投資補正係数＋（事業費補正係数－1）＋経常態容補正係数」とする。

附則第九条及び附則第九条の二中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

附則第九条の五中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「5,250,000」を「4,850,000」に、「3.3」を「3.1」に、「平成22年版」を「平成23年版」に、「平成16年度から平成19年度まで」を「平成17年度から平成20年度まで」に改める。

附則第十一条第1項中「1・〇二六」を「1・〇二八」に改め、同条第二項中「あん分」を「按分」に改める。

附則第十一条の二を次のように改める。

第十一条の二　平成二十三年度に限り、前条第1項の規定にかかわらず、平成二十二年四月二日から平成二十三年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する1般国道（同法第十三条第1項に規定する指定区間外の1般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市及び当該市を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

附則第十一条の二第1項中「79,600円」を「83,400円」に改め、同条第二項中「0.896」を「0.993」に、「0.982」を「0.726」に、「0.896」を「0.993」に、「平成20年度」を「平成21年度」に、「1,145」を「1,573」に、「1.1051」を「0.98028」に改める。

附則第十三条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第二号中「控除した額とする。」の下に「ただし、平成二十二年度の財政力指数が〇・三未満である都道府県のうち、前年度分法人税割過大過少額と附則第十四条第1項第二号に規定する前年度分法人事業税過大過少額との合算額（附則第十三条の二及び第十四条において「前年度分法人関係税過大過少額」という。）を当該都道府県の前年度における基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。以下附則第十四条において同じ。）で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が〇・〇三以上となる都道府県にあつては前年度分法人税割過大過少額から前年度分法人税割過大過少額の十二分の十一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を控除して得た額とする。」を加え、「平成21年度」を「平成22年度」に、「減収補てん債」を「減収補**塡**債」に改める。

附則第十三条の二中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第二号中「平成21年度減収補てん債」を「平成22年度減収補**塡**債」に改める。

附則第十三条の三及び第十三条の四中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

附則第十四条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第二号中「控除した額とする。」の下に「ただし、平成二十二年度の財政力指数が〇・三未満である都道府県のうち、前年度分法人関係税過大過少額を当該都道府県の前年度における基準財政収入額で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が〇・〇三以上となる都道府県にあつては前年度分法人事業税過大過少額から前年度分法人事業税過大過少額の十二分の十一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を控除して得た額とする。」を加え、「平成21年度」を「平成22年度」に、「減収補てん債」を「減収補**塡**債」に改める。

附則第十四条の八中「減収補てん特例交付金」を「減収補**塡**特例交付金」に改める。

附則第十四条の九第1項中「120,000円」を「125,800円」に改め、同条第二項中「0.896」を「0.993」に、「0.982」を「0.729」に、「平成20年度」を「平成21年度」に、「1.228」を「1.313」に、「1.1060」を「0.97818」に改め、同条第三項中「あん分」を「按分」に改める。

附則第十四条の十を次のように改める。